

京都市告示第 88 号

京都市勸業館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市勸業館を臨時に休館します。

平成19年6月8日

京都市長 榎本 頼 兼

臨時に休館する日 平成19年8月14日から同月16日まで

(産業観光局商工部経済企画課)